

フランス国民教育地方分権化法評価情報委員会報告書(1992)の概要(その2)

松 原 勝 敏

本稿は、『高松大学紀要』第29号(平成10年3月)に掲載したテキストの続編である。今回は、フランス国民教育地方分権化法評価情報委員会報告書の第1部の 及び の部分を訳出した。訳出に当たっては、委員の個人的見解の部分を除いたほぼ全ての部分を訳出している。その意味で、表題にある「概要」あるいは“*sommaire traduction*”にはなっていないけれども、こちらの方は、前号の表題との整合性をもたせるためにあえて同じ表題を用いている。その点ご容赦願いたい。

なお、参考までに報告書第1部の内容構成を次に示す。

・地方公共団体は教育制度に関してパートナーになった(前号)

A. 国民教育の地方分権化の構造

B. 結果

・地方分権化は障害に突き当たった(以下、本号)

A. 不完全なメカニズム

B. わずかばかりの地方分権化

C. 不十分な地方への権限委譲

・委員会からの提案

・地方分権化は、障害に突き当たった

A. 不完全なメカニズム

教育に関する地方分権化のために配置されたメカニズムは結果として、費用負担の移譲に伴う補償や、交錯した支出制度の維持、人事管理やスポーツ設備の割り当てにおいて、多くの欠陥や弱点を現すものである。

1) 分割された責任と交錯した支出制度

地方分権化に関する根本的な原則の一つは、権限の移譲の程度に応じて財政資源の一部の移譲を国の義務として認めることであった。1983年1月7日の法律第5条は、コミューン、県、州、と国の権限の配分について、「権限の委譲は、国からコミューン、県、州へ、その権限を通常に行使するに必要な資源の付随的譲渡を伴う」と定めている。

教育の地方分権化に関しては、譲渡される費用負担に対する補償は、運営費のための地方分権化総合基金と設備費のための特別な2つの基金という間接的な方法でなされる。

- 県コレッジ設備基金 (la dotation départementale d'équipement des collèges, D.D.E.C.) 州レベルに配分されてから県へ配分される。

- 州学校設備基金 (la dotation régionale d'équipement scolaire, D.R.E.S.)

施設の受け入れ能力と就学人口の増大を反映する指標によって州へ配分される。

地方公共団体による投資の努力に関して、そのメカニズムは十分に機能していない。次の表は、設備基金による投資費用の割合の減少を示している。

表1 費用負担の移譲を保障するための基金が学校設備費に占める割合の移り変わり (%)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
コレッジのための県費 (県コレッジ設備基金)	45.6	29.4	25.1	22.1	21.1	18.9
リセのための州費 (州学校設備基金)	95.2	51.3	37.5	25.1	19.3	14.5

補償のためのメカニズムの弱さを説明する主要な要因は、次の3つである。

- 1. 基金の数値についての計算方法が、現実に投資された費用を考慮していない。行政に関する固定資本総計の増加の割合を反映するが、地方公共団体による学校への投資の増加の割合を考慮していない。

- 2. コミューン、県、州の義務と自由に関する1982年3月2日の法律第102条では、委譲される資源が委譲される時点での負担に相当することが予定されていた。学校設備に関しては、国が離脱する期間になされた委譲は、結果的として、例外的にニーズの評価を低水準に固定するものであった。受け入れ能力を増加させるために続いてなされた努力は、

補償のための基礎が不適切であることを示すに十分であった。

- 3 . 1983年 1 月 7 日の法律が予定していたことであるが、委譲された不動産を元の状態に戻す費用の見積もりをしていなかった。地方公共団体の増大する投資支出が1986年 1 月 1 日以前に建設された建物の改築に費やされる一方で・・・

負担補償に関する非常に不完全な運営の主要な結果は、地方公共団体が、税金とか債権といった固有の資産でもって支出することであり、県は、1999年12月31日から、コミューンがコレッジへ財政参加することを拡大しようとし、それはおよそ10%に達する。

このような状況は、地方分権化の原則に違反するとともに、地方公共団体の支出の均衡に対する驚異であるが、地方公共団体はそれでも就学人口の増大に直面して設備投資の努力をしなければならない。

政府の財政基金の総額は、地方分権化に対してなされた批判のままととなる。政府の代表は、国がその契約を守ることを尊重した。

2) 費用負担の財政補償

一括権限委譲方式の論理は、主に 2 つの理由から国民教育に完全には適応されなかった。一方で、法律は、過去から引き継いだ状況や地方分権化そのものの適応に由来するところに源をもつ問題を解決しなかった。他方、地方公共団体は、地方分権化によって受け入れた権限を完全に行使する強い意欲を示す一方で、いくつかの地方公共団体は、法律上の厳格な義務を越えることに躊躇しなかった。

地方公共団体の、教育施設への財政参加は、今日、リセあるいはコレッジで、依然として同様の方法では扱われていない。

地方公共団体の 1 つのレベルに教育の 1 つの段階をゆだねるという権限の新しい配分によって、コミューンは、以後州の権限となるリセおよびそれに類似する施設の財政に参加しなくなる。コレッジについても厳格な方法でその原則が適応された。しかし、1985年 1 月25日の法律第 9 条は、1983年 7 月22日の法律の当初の規定に立ち戻った。それは、立法府が、コレッジへのコミューンの財政参加の全てをすぐに廃止することは、コミューンがこれまでに支えてきた費用の重要性を考慮すると不可能であるからだ。過渡的な性格を有するメカニズムは、複雑さ故に困難なくは適応されなかったし、いくつかの県の財政力は弱く、コミューンに対する債権を維持することが必要であると評価されたからである。

そのシステムの段階的な拡大は、コレッジへのコミューンの財政参加に関する1990年7月4日の法律の採択以来計画化されている。この法律は、最高5年間、つまり1994年12月31日まで、コレッジの運営費に関してコミューンの参加の拡大を予定したが、同様に、1990年からの予算執行において、その参加を廃止する裁量権を県に与えた。投資のための新しい費用については、コミューンの参加を1999年12月31日までの最高10年間とした。県議会は、同様に、1990年からその参加を廃止する裁量権を有する。

その新しい規定は、交錯した支出制度による複雑な機構に終止符を打つであろう。それでもやはり、同様に、《實際上》の観点から、州にとっては、コミューンに対して無料でリセを設置するための土地を提供することを求めることになるとう理解されなければならないであろう。

これに加えて、地方公共団体間の交錯した支出制度に関して4つのケースが、委員会の目を引いた。

1. 異種校併設区《cité mixte》 - 不動産全体がコレッジとリセを同時に含む状況にある場合。

1983年7月22日の法律第7章第14条は、県と州に対して、不動産全体の責任（大規模な修繕、設備、運営）の明確化と両者間での費用負担の分担を明確にするために慣例を終わりにするための処置を委ねた。責任を有する地方公共団体の指定と責任の配分を行うために州知事の介入が要請されるのは、権限の移譲の際に両者の間で一致を見なかった場合だけである。

2. 保育学校、幼児学級、コミューンの公立小学校に、他のコミューンに居住している家族の生徒が通っている場合。

1983年7月22日の法律第23条は、関係するコミューンに、運営費の分担を両者間で自由に行うようにした。一致を見ない場合には、それぞれのコミューンの負担は、国の代理（représentant d'Etat）によって決定される。

3. コレッジの10%以上の生徒が、施設を管轄する県以外の県から通学している場合。

1983年7月22日の法律第1章第24条は、そのような状況において、関係する県の協定によって総額が決定されるものの、居住する県へ財政参加を求めることができるとした。一致を見ない場合には、州における国の代理が分割の方法を決定する。

4. リセあるいはそれに類似する施設において、10%以上の生徒が、施設を管轄する州以外の州から通学している場合。

1983年7月22日の法律第2章第24条は、総額については、関係する州の協定によるけれども、生徒の居住する州に対して費用負担への参加を求めることができることを定めた。一致が不可能な場合には、関係する州の間で、国の代理が決定する。

その他、地方公共団体は、地方分権化によって得た権限を越える新しい権限を行使しようとした。特に、1983年7月22日の法律がかかわらない大学の地方分権化の領域においてである。州や大都市は、州の発展のための推進役を大学に見てその財政に参加しようとした。企業とともに展開する交流は、州のための補助的利益の極を形成する。しかし、そのような状況は、それが内包する危険性を考慮したときに、国が無視するわけにはいかない。つまり、州間での不平等の拡大、施設の散在、文書・施設及び教員数の貧弱さ、投資計画の欠如、免状の価値の低下などである。そうした理由の全体は、国をして、《大学2000年》計画の枠内において、関連する地方公共団体に、教育系統の設置に際する選択、建物の構想、建築と財政に協力するように導いた。

3) 職員の管理

地方分権化法は、教員と教員以外の職員を含めて、国民教育に関する職員の管理についてあいまいな原則を修正しなかった。なぜならそれらの原則は、国の段階においても、地方の段階においても、国の役務に関する権限に属するものであるからである。

委員会は、その権限の配分の原則が保持されなければならないと判断する一方で、ある種の不完全さによって国によるより強力な契約、あるいは、限定的ではあるけれども、地方公共団体による介入が正当化されるかもしれないことを確認する。その不完全さとは、特に、僻地の初等教員と行政・技術・用務・保健職員に関するものである。

a) 僻地の初等教員の管理の難しさ

僻地における最小の学校網の維持は、領土の改善政策の基本的要素である。その領域に關係する地方公共団体、特に県やコミューンの努力は、国民教育に関する県の業務の長である大学区視学官によってなされる初等教員ポストの割り当て手続きによる強制と頻繁に衝突する。

定数の減少により、いくつかの学級のポストの減少を検討する必要に迫られることが、僻地のコミューンにある単一の学級から成る学校の消滅につながる。不安定な僻地の状況に対して実際に適応を可能にするには、地方のパートナーとの討議の様式は、その点に関して非常に厳格である。

学校を維持するために妥協としての臨時職員化が出来ないときには、過疎化の動きに対抗する地方公共団体の自発的活動が麻痺する。それは、地方の再活性化に貢献する地方分権の欠落を示すものである。

委員会はこの状況を嘆き、様々なパートナーによって検討される選択の調整に関するにふさわしい手続きを設けることを検討する。これは、地区の学校のためにコミュニケーションによってなされるしばしば非常に重い財政努力について、初等教員ポストの国あるいは県による配分の修正のために、ぶしつけに再び問題にされることがないようにするためである。委員会は、僻地の県における学校の未来に関するモゲ（Mauger）委員会の経験が一般化され、国と地方公共団体の間で、僻地の学校を安定化させることをねらう複数年の契約という結論を望む。

b) 行政・技術・用務・保健職員（personnels administratifs, techniques, ouvriers et de service ; A.T.O.S.）の管理の難しさ

学校施設と地方公共団体が遭遇する困難さとして、行政・技術・用務・保健職員、特に、設備の維持と建築物の維持に関する職員への国による資力の配分に関するものを指摘できる。その点について、国民教育省によってなされた政策は、地方公共団体のイニシアチブによる建築物の設置と改良に付随する必要な資力を与えることを可能にしてはいないようだ。地方公共団体は結果として、遠回しの手続きに頼ることによってその不十分さを覆い隠そうとする。その複雑化は、教育の公役務の単一性と質に、損害をもたらすものである。

しかしながら、その任務は、自らが費用を供出する施設や設備について満足のゆく維持と運用を補償するという正当な配慮を有する地方公共団体の関心を分割するものである。地方分権の枠内における施設の改築と改修の一覧表を見れば、責任を有する地方公共団体による建築の発展を調査することの重要性がわかる。地方分権化による権限の配分は、地方公共団体が建設あるいは修繕した建築物の運用の条件を最大限に適用することが不可能な状況に地方公共団体を陥れる結果になるかもしれない。

表 2 1991年教育会計

(100万フラン)

1991	第 1 段 教 育	中等教育 前期課程	中等教育 後期課程 普通教育	中等教育 後期課程 技術教育	中等教育 後期課程 職業教育	特殊教育	継続職業 教 育	高等教育	そ の 他	教育関係 計	教育外の 費 用	総 計
国民教育予算	44 857	46 761	20 633	8 000	16 353	5 976	1 076	29 860	598	174 114	22 094	196 208
社会 保 障 費	15 533	13 984	6 388	2 519	4 620	2 385	88	8 597	111	54 225	5 951	60 176
他 の 省 庁	0	143	11	1 086	2 606	834	20 038	5 318	1 577	31 613	3 004	34 617
コ ミ ュ ー ン	32 085	2 913	827	351	596	800	426	399	4 485	42 882	10 639	53 521
県	1 672	6 317	402	36	109	113	328	431	204	9 612	6 844	16 456
州	135	2 745	6 949	610	1 746	101	2 273	618	1 466	16 643	187	16 830
他の行政機関	0	0	0	6	230	0	1 448	1 643	96	3 423	138	3 561
企 業	8	116	37	726	1 206	121	17 124	2 371	2 137	23 846	209	24 055
家 庭	1 330	1 223	480	345	654	13	254	3 511	10 813	18 623	30 255	48 878
計	95 620	74 202	35 727	13 679	28 120	10 343	43 055	52 748	21 487	374 981	79 321	454 302

表 3 1990年教育会計

(100万フラン)

1990	第 1 段 教 育	中等教育 前期課程	中等教育 後期課程 普通教育	中等教育 後期課程 技術教育	中等教育 後期課程 職業教育	特殊教育	継続職業 教 育	高等教育	そ の 他	教育関係 計	教育外の 費 用	総 計
国民教育予算	42 805	44 232	17 947	7 202	14 780	5 760	1 176	26 557	575	161 034	19 961	180 995
社会 保 障 費	14 844	13 474	5 525	2 263	4 175	2 215	87	7 966	109	50 658	5 463	56 121
他 の 省 庁	0	138	17	894	2 643	780	16 075	5 026	1 263	26 836	2 798	29 634
コ ミ ュ ー ン	30 181	2 716	795	330	561	758	372	475	3 607	39 795	10 085	49 880
県	1 408	5 326	322	33	91	106	234	473	164	8 157	6 704	14 861
州	135	1 236	3 536	493	1 279	95	1 687	365	1 380	10 206	172	10 378
他の行政機関	0	0	0	6	228	0	1 042	1 678	108	3 062	150	3 212
企 業	6	120	25	657	1 145	120	15 429	2 306	1 899	21 707	208	21 915
家 庭	1 246	1 150	439	319	621	13	156	2 700	10 606	17 250	30 370	47 620
計	90 625	68 392	28 606	12 197	25 523	9 847	36 258	47 546	19 711	338 705	75 911	414 616

出典：国民教育省，評価予測局

4) スポーツ施設

体育・スポーツ教育は完全なる科目として認められているものの、教育の地方分権化に関する法律は、地方公共団体の権限に属する学校の生徒が使用するスポーツ施設について法的な体制を明確には確立しなかった。

体育・スポーツ活動の組織化と振興に関する1984年7月16日の法律第40条は、体育・スポーツ教育の実施に必要な施設が学校建設に伴う必要性を確認する。1983年7月22日の法律修正第83-663に言及する、コミュン・県・州・国の権限の配分に関する条項は、学校施設の良好な運営を担当する地域の共同体が、生徒の意のままになるように施設を配置することによって体育・スポーツ教育の必要性を満足させるように注意しなければならないことを示している。

手段の義務ではなく結果の義務の原則を課することによって立法府は、存在するスポーツ施設を地方公共団体が最良に利用するようにすることを願った。その枠内において、州や県は、自らの権限に属する学校施設にスポーツ施設を実現することを強制されない。州や県は、施工主であるコミュンに補助金を出すことによって、リセやコレージュの生徒のための使用权を保持する。その他、地域的共同体や、過去と同様に学校は、利用に関する協定によって、コミュンや私的な施設に頼ることができる。しかしながら、学校施設に統合されないスポーツ施設は、1983年7月22日の法律の規定の対象とならないので、それらの施設は地方公共団体や所有者の負担のままであり、学校施設による使用料の徴収を求めることができる。よって、運営費は施設の予算に組み入れられる。

その規定は元々、関係する地方公共団体間での係争によるものである：県や州が施設の財政参加を拒んだとき、スポーツ施設を所有するコミュンは関係する公共団体に属する施設に通う生徒のアクセスを禁止する。

1992年3月9日の通達は、その問題に最初の答えを出そうと試みるものである。つまり、統合されないスポーツ施設の利用に関する費用で義務的費用を構成する。国は、地方分権に関する一般的基金という間接的な方法でそれを補償する。そして、県や州は、コレージュやリセの運営に対して財政参加の額を考慮しなければならない。

スポーツ施設を建設するコミュンによる投資の費用については、県や州が自らの権限に属する施設の生徒が使用する権利を契約することによる補助金の支出を思い起こせばよい。

委員会は、通達以来のその領域における好ましい発展を喜んでいる。しかしながら、委

員会は、討議とパートナーシップを発展させることによって、最も満足のゆく方法によって、関係する地方公共団体の権限と義務を立法府の介入によって明確にすることができるであろうと考える。

B．けちな地方分権化

1) 権限の委譲よりも費用負担の委譲

教育に関する地方分権化は、なによりも、初等学校に関してコミューンと国の間に存在するような権限の配分を中等教育に移し替えたように思われる。前者は学校建設の負担を、後者は、機会の平等と知への接近の枠内において、教育の使命を保証するための費用負担を担当する。しかしながら、問題は様々であり、とにかくコミューンよりも州や県によって体験される。

県や州は教育系統の選択に影響を与えることを望み、コレージュやリセにおいて免除された職業養成を現存する経済組織に適用する事を望む。

州間での雇用の可動性及び不均衡の軽減は、領土全体における単一の教育制度と同一の教育内容なしには考えられない。このことは明らかに、その領域における国の完全なる責任を基礎づけることになる。そのほか、フランスは国家免状の制度に結びつけられており、たとえ、より地域的な管理が望まれても、それが平等を保証するものとして理解される。就学に関するその合目的性は、国がその立場から教育の内容を決定するとともに、教員の管理を保持することを前提としている。同様に、国の役割は、機会と能力の平等を保証し、社会的・地域的不平等に対抗する為に必要不可欠であると理解される。中央集権化への執着よりも、連帯の意志が重要なのである。州の間や県の間での資力の不均衡は、教育の領域における投資に関して影響を有する。それゆえに、国のみが、公役務において、平等を保証することができるものと考えられるのである。

養成は発展のための柱であるから、そこに投資することが求められる州や県は、その内容に関心を持つことを避けられない。国と地方公共団体との討議は、その要求を満足させる手段である。現存する構造は、そのために活用されうる。施設における教育の構造が国の権威の下に決定される一方で、中等教育施設を設置する地方公共団体は、教育に関する地方の公共施設となったりセやコレージュの管理委員会の中心において議員が代表する。予算、施設計画、地方教育計画の採択は、地方公共団体を施設での生活に結びつけるパー

トナーシップを生かせるための手段である。県国民教育評議会や大学区国民教育評議会での地方公共団体の参加は、同様に強化されうる。

しかしながら、委員会の対話者は、構造の複雑化がそれ自身、手続きの重量化をもたらすし、自らの業務に忙殺される議員が精力的に関わることができなくなることを強調する。諮問組織の運営が困難であるために、実質的な討議よりも形式的な討議がなされることがある。教育活動に関する制度的に控えめな手段のために限定されて、地方公共団体は、反対に、養成を補足する方向でのイニシアチブに積極的に専心した。県や州は特別な教育内容や養成に関する方向に入り込んだ。それは、国の政策を、労働市場における供給と需要についての地方自治主義と地方の条件にうまく適合させるものであった。その介入は、基本的には、副次的教育活動に関するものである：学業失敗を制御するための支援活動プログラム、パイリンガルあるいは地方言語の奨励、外国人に開放された学級の財政措置、追加的な技術的教育・・・。

補足的なそのような活動の組織化は、議員の願望に対応している。それは、同様に、それらが政治的な闘争の対象とはならず、国とのパートナーシップと発展の枠内において位置づけられる限りにおいて教員組織と保護者による組織の期待に応えるものである。その領域においては、2重の障害が避けられなければならない。一つは、補足的な活動が国の不十分さを覆い隠してはならないということである。他方は、付加的な課程が様々な職業に就く生徒の技術教育を細分化したり、多くの教科科目による加重な負担をかけてはならないということである。

地方公共団体のイニシアチブは、同様に、職住隣接地域の現実に対してコレッジと特にリセを開くことを可能にし、養成教育の拡大を可能にする。教育施設と隣接する企業との接合は、満たすべき職業に教育を適合させるとともに、その代わりに、現代化を加速するためにその連携を利用することができる企業に対して働きかけることになる。その点に関して、いくつかの州で構成され、大学、地方公共団体、経済活動の代表者と審議会（chambre consulaire）を結びつける州高等教育委員会の例は、リセへと拡大されうる。

教育学上のパートナーシップは、外部への学校の開放に資する一方で、今日存在する枠組みよりもずっと大きな、国によって提案される契約上の枠組みを要求する。それは、より大きな構造上の安定性からの恩恵を得なければならない。多かれ少なかれ自然発生的に設置された機関は、その構造において可変的であり、今日において完全に満足させるだけのパートナーシップの全体を代表するものではないからである。

2) 取り組まれていない領域：高等教育

国民教育に関するその部門は、地方分権化法によっては扱われていない。

しかしながら、学生数の爆発は、国単独ではなしえないほどの建築努力を必要とした。このことは、国が州の参加を求めるように導いた。そのイニシアチブは、高等教育に関する地方公共団体の関わり合いを増大させることに貢献し、同時に、その介入を方向付けた。

a) 大学2000年計画に向けた自然な発展

権限の境界の問題はリセを州に割り当てたことに見出される。実際の所、それらの施設はバカロレア後の教育、特にグランゼコールや高等技術部門への準備学級も受け持っていた。しかしながら、高等教育に関して分権化された初期の資金の調達は重要ではなかった。最初の例は1946年である。その時ベイオンヌ（Bayonne）・コミューンは、ボルドー（Bordeaux）大学の後見監督の下に設置された法経学院の開設に資金を投じた；高等教育コレージュが、1957年にシャンベリー（Chambéry）に開設される一方で、1960年の終わりから、大学センターが地方で資金を得た。1970年にはポー（Pau）、1971年にはアンジェ（Angers）でもなされた。

テクノポールの増加と発展は、地方公共団体が、高等教育における研究、技術の移転、投資に見出す重要性を示すものである。

国と地方公共団体の間の資源にも似た権限の実際上の配分は、国に測定可能な競争試験を提供する地方公共団体の権威から高等教育をかなり遠ざけるものである。国民教育省は教員に責任を有し、教育課程の系列を決定し、自らが内容を決定する免状を交付する。その他、国立学術研究機構（C.N.R.S.）と国立健康医学研究所（I.N.S.E.R.M.）は、大学の研究を指導し、資金を供給する。

国の当局者は、高等教育における地方分権化の延長を好ましいとは思わないようであり、《地方主義的後見監督》の危険性に対して大学の自主性の保証としてとかく現れる。しかしながら、教育のための優先的な努力から生まれる学生数の飛躍は、国をして地方公共団体、とりわけ州に対して、建設努力への協力を余儀なくさせる。1991年に開始され、1995年まで延長されねばならない《大学2000年》計画は、その期間内に150万平方メートルの校地を高等教育に加える。それは、今日130万人の学生に対して、1995年には160万人から170万人の学生を受け入れ可能にするためである。国と契約をした州との間で、その期間に300億フランの投資がなされる。

《大学2000年》計画は、地方公共団体の意欲と戦術の現像液であり、地域改善の手段で

ある。予定された努力は、15年前には1万から2万であったが、今日には国全体で見て不均衡な状態にある5万から10万に達した学生数増大の激しい加速を吸収するものでなくてはならない。その新しい増加は、伝統的に大学を有する州に関しては、バカロレア資格取得者の数の全体的な増加によって説明される。その増加は、同様に、危機的状況にあったり転換を図りつつある産業主体の州にとっては、社会的・文化的に挽回がなされる現象に相当する。

州は、かなりの程度にそれにかかわっていた。それは、企業や家族と同様に、大学が発展のための決定的な要素であると州が考えたからである。政府が当初、州に対しては70億フランの参加を求めていたのに対し、州は、全体的な投資の半分である160億フランを拠出した。州のその努力は、権限の配分が法律によって修正されていないけれども、協定によって、パートナーシップを発揮したものとして記される。しかしながら、国は、後者の領域に関する決定権力によって、設置に関するある種の等質化を保証することができるが、大学2000年計画への州の貢献に関する財政負担の重要性は、州に、その決定について影響を与えることを許すものである。その他、州や都市、とりわけ平均的な都市は、自らの管轄区域への大学の設置を切に望んでおり、大学分校の増加につながる。そうした現象は、質の高い高度な養成を行うという要求とは両立しないものである。

大学が第1期課程や第2期課程における重要な学科目による養成教育の提供を保証しなければならないことを認めるのであれば、第3課程に関しては研究のために、それぞれの大学は、選択をしなければならず、その選択は、州やヨーロッパの伝統や経済状況を考慮するものである。

b) 地方公共団体への施工主の委託

1990年7月4日の法律第90-587号第18条は、国が、地方公共団体に対して、あるいはそれらの連合体に対して、高等教育施設の建築あるいは拡張工事の施工主を委託することを可能にした。地方分権化法によってなされたものと同様の、建築に関する権限の委譲が重要なのではなくて、国に開かれた単一の権利が重要なのである。法律は、両者間での契約を前提とする。それは、建築の場所、建築に関する技術上の計画及び両者の財政上の契約に言及しなければならない。地方公共団体の財政上の貢献は、不動産に関する出資を含まなければならないのであるが、少なくとも工事の総額の3分の2に等しくなければならない。国の参加は、施工主の被委譲者へ配分された補助金の形態でもって保証される。進行

中の工事に関する国の部分は、1992年で、総額 8 億フランに相当する。

c) 設置の合理化

大学2000年計画による国と地方公共団体の全体的な分担金の同質性は、状況の相違を覆い隠すものである。ある州において、政府は、その計画によって、州の遅れや地方的なハンディを消滅させることに貢献することを望んでいた。例えば、国は、ノール・パ・ド・カレ（Nord-Pas-de-Calais）やリムザン（Limousin）州における大学の発展において3分の2を支出し、ブルターニュ（Bretagne）とロレーヌ（Lorraine）での建築においてもほぼ同額を支出する。反対に、ある州においては、地方公共団体が投資の主要な負担を支える。それは、オーベルニュ（Auvergne）、フランシュ・コンテ（Franche-Comté）、サントル（Centre）、ミディ・ピレネ（Midi-Pyrénées）、ローヌ・アルプ（Rhône-Alpes）、プロヴァンス（Provence）、ピカルディ（Picardie）およびポワトゥ・シャラント（Poitou-Charentes）のケースである。オート・ノルマンディ（Haute-Normandie）では、国の負担部分は、州のその3倍少ない：13.6億フランに対して3.6億フラン。

国の論理は、遅れている州に認められた優先権の他に、イル・ド・フランス（Ile-de-France）に新しく設置をする必要性に応えるために、既存の大学の構造を強化するものであった。その方向性は、それぞれ2万人の学生の収容能力を持つ新しい大学を7つ創設することによって理解される。つまり、西部ではラ・ロシェル（La Rochelle）、北部では2つ（沿岸地方の大学に統合されるダンケルク（Dunkerque）、カレ・ブローニュ（Calais-Boulogne））。そして、アルトア（Artois）大学にアラス・ランス（Arras-Lens）、ドゥエ・ベチューヌ（Douai-Béthune）。また、パリ近郊の州において、マルヌ・ラ・バレ（Marne-la-Vallée）、セルジ（Cergy）、エプリ（Evry）とサン・カンタン・アン・イヴリーヌ（Saint-Quentin-en-Yvelines）といった新しい都市に4つ。しかし、教育や研究の能力を再組織する事によるヨーロッパ的規模を確認する既存の大学の強化や新設以上に、国は、地方公共団体に求められて、設置を拡散し、第1期課程の分校の開発を受け入れる。その増殖を制御するために、発展の極が、ヴァランス（Valence）やロリアン・ヴァンヌ（Lorient-Vannes）に創設された。それは、いずれ完全な大学の出現につながりうるものである。

1991年11月の、大学第1期課程の運営と変転に関する管理委員会の最近の報告書は、その点について、地方公共団体が、十分な《最低生産量》を得た、生成力のある分校の出現

を助長するように努めなければならないであろうと結論づけた。設置する際に地方公共団体によって遵守されるべき善行規範を作ることによって、4つの規定が提案された；限界値の尊重（1991年10月のC.I.A.T.は、政府による分校の承認の枠内において考慮される以前に決定的な指標として千人の学生の数字を決定した）；十分に大きく、且つ発展的な、あらゆる段階の養成の提供 - その点に関して、あまりに多くの分校が、特に、最も古くに創設されたものが、費用に関する理由から、科学を害して権利の恩恵に浴する；分校は、コース外の学生へのサービス環境に位置づけられなければならない：交通、図書館、割引レストラン；研究予算の散在を避けることが好ましいこと。このことは、分校の全課程を備えた大学への改変をもたらすであろう。

3) 扱われていない問題：地方公共団体と私教育施設

教育に関する権限の委譲は、地方公共団体と私教育との関係に適用されている法的な体制に、目立つほどの影響を与えなかった；その体制は、とても多くのテキストと、それに加えて、判例の解釈から成り立っている。

議員が、公教育と私教育の間に一種の補完性を保証するために整備する手段について問題にしたとき、その体制は、過度に複雑に思われた；その体制は、その他に、主として中等普通教育施設への投資費用の融資の条件に関して訴訟の源となる。

a) 初等教育と中等技術教育に適用される体制

私立の初等教育は、1886年10月30日の法律第2条の規定に従う。その法律は、コミューンによって財政支出される私立学校の体制に終止符を打ち、私立の施設に対するあらゆる援助を禁止する原則を打ち立てた（コンセイユ・デタによって明言され、永続的に確認される。特に、1963年5月24日の、公立学校の全国保護者評議会連盟）。

しかしながら立法府は、その原則にいくつかの例外をもたらした。その中で最も注目値するのは、共同契約下にある初等学校の学級運営費へのコミューンの参加を義務づけたことである。それは、1959年12月31日の法律第59-1557号、国と私教育の關係に言及するいわゆる《デュブレ法》（loi Debré）第4条によるものである。

コミューンに関するその費用の義務的な性格は、コンセイユ・デタによって繰り返された（オーリアック（Aurillac）・コミューン、1982年2月12日）；1985年3月13日の通達、一方で、運営費の性質を明確にした。それによるリストは限定的なものと考えられな

かったが、大改修に関する費用や建物の賃貸借に関する費用は除かれている（コンセイユ・デタ，1991年10月25日，キリスト教その他の教育に関する全国組合）。また，他方で，共同契約下にある学級の運営に関してコミューンによって認められた有利な条件は，相当する公立学校の学級に認められた条件よりも高い比率になることはできない。

その義務を越えて，コミューンは，私立初等学校財政への貢献の可能性について枠をつける多くの規定に従う。運営への援助に関して，その規定は次の通りである；

- 単純契約下にある初等学級の運営費への不確定な負担額は，公立の学級に認められた利点を越えることはできない。

- 就学前学級に関して，保育学級への就学は義務ではないので，その学級だけに関する共同契約の結論は，公教育に相当する学級の存在と，その契約に関して生ずる負担のコミューンによる事前の受け入れに従属する（コンセイユ・デタ，1985年5月31日，モワサック（Ville de Moissac））；

- 公立学校に適用される費用負担のコミューン間での配分に関する規定とは異なり，学校が存在するコミューンに居住しない生徒の受け入れは，学校にも，関係する生徒が居住するコミューンにも義務ではない（コンセイユ・デタ，1985年5月31日）。コミューンは，自らの管轄区域内に居住する生徒を受け入れる他のコミューンの学級の運営費を負担することができる。その参加は，居住するコミューンと学校との契約，あるいは居住するコミューンがそのことについて情報の提供を受けるという条件で学校が単独で決定する（1985年7月12日の政令 no.87-728）。

投資への援助に関して，私立の初等教育のための建築あるいは校地の取得に関するコミューンの補助金は，1986年10月30日の法律によって禁止された。反対に，コミューンは，全体として，私立の初等教育施設を管理する団体や協会によってその目的のために出資される借金を保証することができる。さらに，コミューンは，国による援助を補充するものとして，私立学校による情報関連製品の購入に支出することができる。（地方公共団体に関する諸規定に関する1986年8月19日の法律19-1及び19-2）。

1886年10月30日の法律によってうち立てられた原則の例外は，コミューンにだけ関係することに言及すべきであろう。結果として，私立の初等学校への出資が県議会あるいは州議会によってなされることは，正式には除外される。たとえその援助が部分的・一時的なものであってコミューンの怠慢を取り繕うためのものであったとしても（コンセイユ・デタ，1986年3月19日）。

・中等技術教育は、特別な制度の恩恵を受ける。技術・産業・商業教育の組織に関する1919年7月25日のアスチエ法（loi Astier）に従って、私立の中等技術教育学校は、その法律によると、国の側から、そして国によって認められた学校のためだけにしか補助金を受け取っていないと見なされる。

それゆえに、私立の初等教育と同様に、法律に予想される明白な例外を除いて、地方公共団体による支出の禁止の原則は、そこから除外され得た。しかしながら、1986年3月19日の通達（ロワール・アトランティック（Loire-Atlantique）県）について、コンセイユ・デタは、異なる論理を示した。1886年10月30日の法律による補助金の禁止は技術教育施設には適用されておらず、アスチエ法も他のいかなる法規定も、契約下にあるかないかにかかわらず、そのタイプの施設へ地方公共団体が補助金を与えることの障害にはなっていないことを想起させ、行政裁判所は、支出が自由であると判断した。

私立の中等技術教育に関する状況は、それ故に次のようなものである：施設に認められた補助金は運営あるいは投資に関するものであり得る；それはあらゆる地方公共団体によって認められ得る；それは、同等の原則の下にあるものでなければ総量において制限されない。《デュブレ法》によると、私立の教育施設は、相当の公立学校に地方公共団体が認めたものよりも多くの利益を得ることはできない（コンセイユ・デタ，1987年5月27日，マヌ・エ・ロワール（Maine-et-Loire））。

b) 中等普通教育に適用される体制

中等普通教育コレージュ及びリセの運営費に対する県及び州の参加の条件は、教育の地方分権化に関する1985年1月25日の法律によって決定された（《ドゥブレ法》によって国の負担となった《通学請負》の一部分の委譲 - 20%）。反対に、地方公共団体が投資に関する費用を負担することの可能性 - 1986年8月19日の法律で予定された情報関係設備への援助と債権の保証機構を除いて - は、教育に関する1850年3月15日の法律《ファルー法》（loi Falloux）第69条の存在によって、長い間不明確なままであった；その法律は、《私立学校は、コミュン、県、あるいは国から校地と補助金を得ることができるが、その補助金は、学校の年次経費の10分の1を超えない》ことを規定している。

政府の諮問を受けて、コンセイユ・デタは、1950年4月20日の答申において次のような説明をしている：

- 費用は、投資の費用を除いて、施設運営費として理解されなければならない；

- 10%の限界は、中等教育に関する運営費にだけあてることができる。そしてそれは、施設が複数の段階の教育を施す場合、施設の予算には組み入れられない；

- 10%の限界は、地方公共団体によってなされる補助金の総額について考えられるものであり、それぞれの地方公共団体ごとに考えるものではない。

その答申に続いて、協同契約下の施設のための特別な機構を設置した《ドゥブレ法》によってもたらされた修正を考慮して、《ファルー法》第69条による恩恵は、契約外の施設にしか認められなかった（1961年2月14日と1985年5月13日の通達）のであり、それらは投資に関するすべての補助金が除外されていたものである。

1986年 - 1988年の会期において、国民教育大臣は、地方公共団体が投資も含めて第2段階の私立教育施設に対する援助を承諾することが自由であることがありえなかったわけではなく、いずれにせよ、地方公共団体は、最小限において《ファルー法》を根拠にしてそれを行うことができたと評した。しかしながら、政府は地方分権化改善法案の審議の過程で、《ファルー法》の第69条を廃止しようとする議会のイニシアチブを妨げた。私立教育施設のための地方公共団体の投資への援助に関する1987年7月21日の通達によって、国民教育大臣と内務大臣は、コンセイユ・デタによって問題が一挙に解決されることを願って、自らのサービス部門に慎重さを求めた。

1990年4月6日の判決において - （イル・エ・ビレーヌ（Ille-et-Vilaine）県）コンセイユ・デタは《ファルー法》の第69条の解釈を修正した：当時まで、第69条の規定は運営のための補助金に関するものとして解釈されていた（1950年4月20日の見解）。ところで、イル・エ・ビレーヌ県の判決は、認められ得る補助金の性格を明らかにするものではなく、この場合には、決定された補助金が合法の10%を超えていたということを理由に係争的となっている討議を無効にするものであった。コンセイユ・デタはその制限を尊重していた投資への補助金の合法性を暗に認めたのであった。審判者はこうして、第69条に、以前よりもより広い適用範囲をもたらしたのであった。

しかしながら、私立学校へ開かれた投資への補助という恩恵をもたらす可能性は、毎年
の支出の概念についてコンセイユ・デタが与えた新しい定義に照らして制限された。1950
年4月20日の見解によって示された計算の基礎を考慮して（運営費支出の全体）、審判者
は以後、協同契約の名の下に拠出される公的基金によってカバーされる費用の範疇の外の
費用は差し引いた。10%の限界において認められた金額の大きさは、こうして、以前の定
義と比較して大いに縮小された。

さらに、イル・ド・ヴィレーヌ県の判決は、全ての地方公共団体に対して、校地を教育施設の自由にする可能性を開くものであった。コンセイユ・デタは結局、存在する位置が重要でなければならないことを示した。それは、私立学校の活動を受け入れるという単一の目的のために公共団体によって建築がなされるというあらゆる仮定を排除するものであった。コンセイユ・デタは他方で、同一日に、債権の保証の合法性を認めるパリとアルザスの学校の判決を出した。その保証は、地方公共団体によって、私立の教育施設に対して承諾を得るものであり、ファルー法第69条によって認められた10%の限界を超えるものであって、それゆえに、その場合には、間接になされる支出の数値に適用されない。

c) あいまいな法体制

私教育に関する地方公共団体による支出に適用される法体制の複雑性は、公的利益に反する行為の源となりうる非常に強い曖昧さによって倍加される。こうして、コミューンは、私立の初等学校の投資に補助金をあたえることができないが、コミューンは、その設置のために場所を与える資格を有する；こうして、県や州によって配分される投資への直接の援助は制限されるけれども、債権の保証はその制限を逃れるものである。一方でそのメカニズムは、関係する地方公共団体の能力を超える潜在的な負担の一部を構成する程度に応じて、財政に関してある種の危険性を内包する。根本的な曖昧さは、最後に、《ファルー法》第69条の解釈に影響をあたえるが、その法律は、目的として、地方の権威の影響からカトリックの教育を免れさせることをねらっていたことを思い出すことが適切であろう。

情報委員会はその点に関して、外部通学生の契約上の未払いについての訴訟に関する1992年7月20日の法律による規定以来優勢になっている、学校論争を沈める雰囲気によって、フランスにおける私教育の地位と地方分権化された地方公共団体とそれらの関係に関して、興奮を静めるための熟慮がなされることが可能になるという願いを発する。

C. 不十分な地方への事務分散

行政に関する地方及び県の諸段階は、1960年代の地方への事務分散の大きな動き以来、責任を与えられた。しかしながら、数年来その領域において諸々の努力がなされてきたけれども、地方公共団体と行政の関係は、地方への事務分散の不足に苦しんでいるようである。

その不均衡は、時折、ある種の領域における地方分権化の実施を妨げることになりうる。国民教育省の事務分散化のための諸方策は、しばしばためらいを示しがちな行政において、さらに介入する。

その領域における進歩は、良好な条件の中で、地方のレベルにおける権限に関して、つまり、決定を行う小さな回路を有する地方分権化された権力を前にして、国の権威を確認するために有効であろう。例えば、施設の設置以上に、国民教育総視学は、地方の関与が第2段階教育に関する大学区の裁量にますます影響を与えていることを確認した。というのも、それに、地方の経済面での将来と、それゆえに議員の責任がかかっているからである。事務分散は、最近再び推進された。それは、政府が受益者に対して行政管理に接近させ、業務の有効性を高め、その運営に人間味を加えることを望んだからである。国民教育の事務分散は、組織化の役割とその概念を強化するためにとりわけそれらの大部分を占める中央の業務を取り除く傾向があった。委員会の公聴会で、国民教育大臣は、事務分散は必要であって、外的な業務や施設における職員の定数（およそ100万人）と中央行政の職員の定数（約4,000人）の不均衡を考慮した結果ではないことを強調した。

しかしながら、2つの障害によって、効果がないわけではないとしても、少なくとも部分的に有益ではない事務分散に帰結した。事務分散に関してなされた方法の全体は、行政活動を単純化するには至っていない。反対に、様々な業務部門に対して、ビュロクラシーや様々な部門における課業を増大させるに至っている。その領域における責任の一部分は、有害な行為の遺物に課せられる。そういうわけで、権限代行をする者は、自ら、中央行政に対して詳細な通達を望むのである。しかしながら、それらの困難さの基本要素は、事務分散のために頻繁に利用された処置、つまり署名の代行に由来する。誤った事務分散が問題なのである。なぜなら、そこには権限や責任について、本当の委譲は存在しないからである。その他、いつでも取り消し可能な、一時的な代行が問題である。さらに、国民教育における行政と組合の関係の重要性が挙げられる。それは、中央において、事務分散の成功にブレーキをかけることにつながるのである。

権限の委譲は、1つの全体的な構想に従って、同一の権限の下に決定されたわけではない；逆説的ではあるが、成功する事務分散は、集中化された権力による行為でなくてはならない。国民教育省は、細分化された権限をもっとも多様なセクターへ委譲した。その委譲は、様々な部局によって、それぞれが権限の領域内において、相互の協議なく行なわれた。事務分散化政策における一貫性の欠如は、ある種の混乱と権限の希釈をもたらした。

こうして、地方レベルにおける、同様に地方レベルと国家的行政との間での責任の散在という結果に至るのである。

事務分散は、同様に、時折行きすぎた枠付け、規定、そして統制の犠牲であるかもしれない。それは、下位の段階にもたらされる反復的な課業の軽減であると中央行政によって時折理解される。こうして、直接のつながりが事務分散の拡大と通達及び通牒の増加との間に確立され得るのであり、その厳密さは細部にまで行き渡るのである。

いずれにせよ、事務分散は、今日では加速されなければならないようである。

近年、国民教育行政総視学官によって（1989 - 1990全体報告書）、譲歩された手段の弱さに大学区の権威が不安を有しているとはいっても、権限の委譲の領域を拡大しようとする政策的意志が存在していることが確認された。その方向での提案は、パートナーとの協議の下で、教育システムの事務分散を発展させるとともに学校施設の自主性を強固にすることをねらっている。その先端は、一方で、学校のスケジュールやリズムに関係しなければならない。こうしたことは、大学区視学官、教員、地方公共団体及び保護者との討議によってもたらされる。

事務分散は、国民教育行政に関するある種の内部手続きにも同様に拡大しうるであろう。初等教員の割り当てを例に挙げても、それは既に県の水準に委ねられているのだけれども、同様に、第2段階教育のセルティフィエ職員の管理もまた、分散化が予想される。国民教育はその特殊性を保持するけれども、公役務に関する単一概念は、今日では、国民教育のイメージを維持し、教育システムへのアクセスの平等を維持する配慮が優先事項となっている。

中央部局が滞る危険性は、中等教育及び高等教育における生徒数の爆発とともに増大するために、外的な業務の管理にはより大きな自主性を課するのであり、それによって実現すべき国家的目標を地方の状況へ適応させることが可能になるのである。

そのような結果に到達するために、それぞれの段階の責任を明確にし、とりわけ様々な段階における《混在した管理》を除去することによって職員に関する個々の管理の水準を統合し、大学区の権威の位置づけを強化することが必要である。

・ 委員会の提案

情報委員会が行った評価は、いくつかの提案に到達した。それらは何よりも、その大部

分が明晰な配慮の下に報告書の途中で既に言及されている。それらの提案をここではまとめて、主として4つのテーマの下に配置した。

これらの提案は、現在の体制に関する二つの基本的要素を再び問題にするものではない。その2つとは、つまり、教育課程、免状、教育方法に関する国の権限と州や県の一括権限である。

反対に、地方分権化はテキストによって制限はなされているものの、この7年間にわたって獲得された経験を考慮に入れて追求されなくてはならないであろう。このことは、とりわけ、財政的補償の改善とパートナーシップの《組織化された》発展を暗示している。

1) 地方分権化を深化すること。

a) 地方公共団体（コミュン、県、州）の所有物となった不動産（小学校、コレッジ、リセ）は、その維持に関して恒常的な調査を必要とする。

コミュンが直接に、常時、近いという理由から小学校の健全な状態を監督する一方で、リセやコレッジに関しては状況が異なっている。それらは、自主性を有する公施設であって、その長はその施設の責任者である。県と州は、1986年1月1日からそれらの施設の費用を負担しているけれども、かなりにわたってそれらの生徒の受け入れの条件を改善するために貢献した。そのような機能に関して7年がすぎたところで、法規あるいは規定によって、資産の維持に関する施設と地方公共団体との関係を明確にすることに時宜を得ていると思われる。

b) 財政的補償を伴って、学校保健に関する権限を県に委譲すること。社会的援助や妊産婦幼児保護（P.M.I.）に関して、県は既に権限を行使しているけれども、県はより受益者に近い学校保健の施策を主導することが望まれるであろう。

c) 大学福利厚生事業センター（C.R.O.U.S.）の管理評議会に地方公共団体の代表を保證することによって、大学及び学校に関する業務センターを地方分権化すること。

d) 国と州との取り決めによって、大学の領域に関する権限の行使に州を参加させること。

2) 現行規定の間隙を埋めること。

a) 地方公共団体に対して、地方公共団体が責任を有する教育施設が使用するスポーツ施設の賃貸借・維持費に関する負担を割り当てること。

b) 教育文書県センター（C.D.D.P.）の存在と役割をしらしめるとともにそのアニメ

ツールに法的地位を与えること。

- c) 大学区レベルだけでなく、施設そのものについても事務分散を強化すること。
- d) 協議機関の機能を改善すること（大学区国民教育評議会および県国民教育評議会）。
- e) 領土全体にわたって、教育に関する公役務の任務を再確認すること。その任務は、国と地方公共団体に同時に課せられるものである。
- f) 地方公共団体による財政関与を求めるときに、教育に関する公役務に参画する私教育施設が、公教育を組織するのと同じ規定に支配されるための条件を創り上げること。

3) 地方分権化に関する財政的な側面を再検討すること。

- a) 1983年1月7日の法律第94条によって予定された権限の移譲の結果となる費用負担に関する評価についての諮問委員会を再び活動させること。そのことについて、1987年の法律第90条は、年次報告書の出版を予定している。
- b) 負担の委譲に関する評価の基礎は、県や州が負担する費用の現実と一致しない。それは、D.D.E.C.やD.R.E.S.によるその補償金の割合が示すがごとくである。それ故に、地方公共団体が支出する実際の負担を考慮した補償メカニズムを調整することが望ましいであろう。
- c) コレージュへの支出に対するコミューンの負担義務を漸進的に - 県によっては異なるリズムで - 廃止する1990年7月4日の法律の規定の適用について情報を収集すること。その点について、情報委員会はいかなる詳細な情報も得られなかった。
- d) 教育会計上の錯綜した支出制度を再検討すること。

4) 国と地方公共団体のパートナーシップ関係を発展させること。

地方分権化された権限の行使に関するある部分全てについては、法律の新しいテキストからではなく、明文化がおそらく必要であるパートナーシップの枠組みの中での協定の結果となりうる。特に、次の通り：

- a) リセとコレージュを併せ持つ異種校併設区の管理に関して、州と県。
- b) リセの設置に関して州とコミューン（コレージュの設置に関するコミューンの義務的参加は消滅しつつある）。
- c) 大学の設置と支出（《大学2000年》計画は、そのパートナーシップについて特に意義深い例を構成する）、学校のカレンダーや学校の一日の時間について、地方公共団体

と国。

- d) ある種の教育についてより具体的な教育内容を与えるために，地方公共団体，教育施設，及び職住教育近接地域の企業。
- e) 教育優先地域の財政と運営に関して，国とコミュン。
- f) 交通輸送，住居，スポーツ活動を総括する《青少年割引》の調整に関して，国と地方公共団体及び専門家。
- g) 補足的活動あるいは子どもの時間の整備に関する契約から生じる活動の展開に関して国，地方公共団体，スポーツ・文化協会。

Une sommaire traduction japonaise d'une part de " rapport d'information déposé en application de l'article 145, alinéa 2, du Règlement par la Mission d'information (1) chargée de l'Evaluation des lois de Décentralisation en matière d'Education National " ()

Katsutoshi MATSUBARA

SOMMAIRE

Cet article est une sommaire traduction japonaise de ème et ème parts de " rapport d'information déposé en application de l'article 145, alinéa 2, du Règlement par la Mission d'information (1) chargée de l'Evaluation des lois de Décentralisation en matière d'Education National " .

Je note ci-dessous le contenu de l'article.

. -La décentralisation a rencontré des écueils.

A. -Des mécanismes imparfaits.

1. Responsabilités partagées et financements croisés.
2. La compensation financière des transferts de charges.
3. La gestion des personnels
4. Les équipements sportifs

B. -Une décentralisation parcimonieuse.

1. Un transfert de charges plus qu'un transfert de compétences.
2. Un domaine non abordé: l'enseignement supérieur.
3. Un problème non traité: les collectivités locales et les établissements privés d'enseignement.

C. -Une déconcentration insuffisante.

. -Les propositions de la Mission.

- 1 . Approfondir la décentralisation.
- 2 . Combler les lacunes des textes en vigueur.

3 . Réexaminer les aspects financiers de la décentralisation .

4 . Développer les relations de partenariat entre l'Etat et les collectivités territoriales .

高 松 大 学 紀 要

第 30 号

平成10年10月28日 印刷

平成10年10月30日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064